

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引
(案)

令和 7 年 5 月

福井市 都市政策部、農林水産部

本手引に記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
細則	福井市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 （令和 7 年 5 月 27 日福井市規則第 43 号）

目 次

第1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可・届出の概要	1
1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可・届出の趣旨	1
1-2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	2
1-3 許可を要する工事	3
1-4 届出を要する工事	4
1-5 その他届出を要する工事	5
1-6 許可・届出を要しない工事	6
第2章 許可権者、申請・届出窓口等	9
2-1 許可権者	9
2-2 申請・届出窓口及び許可・届出担当部署	9
第3章 工事の技術的基準及び設計者資格	10
3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	10
3-2 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準適合チェックリスト	11
3-3 土石の堆積に関する工事の技術的基準	14
3-4 土石の堆積に関する工事の技術的基準適合チェックリスト	15
3-5 資格を有する者の設計対象工事及び設計者資格	15
第4章 申請手続の流れ	17
第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可・届出の申請	18
5-1 事前協議	18
5-2 許可申請書の作成	18
5-3 届出書の作成	27
5-4 その他届出書の作成	29
5-5 標準処理期間	31
5-6 許可等申請手数料	32
第6章 許可後における留意事項	33

6-1	許可の条件	33
6-2	標識の掲出	34
6-3	着手届の提出	34
6-4	工事の変更許可申請	35
6-5	軽微な変更に関する届出	35
6-6	工事の中止・廃止・再開に関する届出	35
6-7	中間検査	36
6-8	定期報告	37
6-9	完了検査・確認申請	37
6-10	検査・定期報告時の留意事項	39
第7章	届出後における留意事項	40
7-1	標識の掲出	40
7-2	着手届の提出	40
7-3	工事の変更届出	40
7-4	工事の中止・廃止・再開に関する届出	41
7-5	工事の完了に関する届出	41
第8章	その他届出後における留意事項	42
8-1	工事の変更届出	42
8-2	工事の中止・廃止・再開に関する届出	42
8-3	工事の完了に関する届出	42
第9章	様式一覧	43
9-1	申請等様式一覧（省令・細則）	43
9-2	参考様式一覧	92

第1章 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可・届出の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可・届出の趣旨

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可・届出制度です。

なお、本手引き内の用語の定義は、下表のとおりです。

表1-1 用語の定義

用 語	定 義
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川及び公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものをいいます。また、特定盛土等は、宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で次に掲げるものをいいます（政令第4条）。 ・高さが2 mを超える土石の堆積 ・上記に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます（政令第1条）。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1－2 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

都市計画区域、準都市計画区域、それらの区域外における集落とその隣接・近接地については宅地造成等工事規制区域、その他は特定盛土等規制区域に指定しています。

告示日

告示番号

施行日

市内の規制区域図は、下記の福井市ホームページで公表しています。

○福井市「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について」

URL：<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p070584.html>

1-3 許可を要する工事

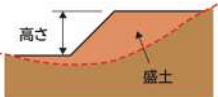
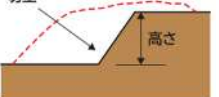
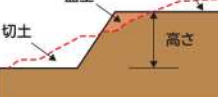
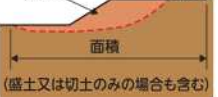
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項及び第30条第1項に基づき、福井市長の許可が必要となります。

表1-2 許可を要する工事

区 域	行 為	規 模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④盛土で高さ2m超のもの（①、③を除く。） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超のもの（①～④を除く。）
	土石の堆積（注）	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ②堆積の面積500㎡超のもの
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④盛土で高さ5m超のもの（①、③を除く。） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超のもの（①～④を除く。）
	土石の堆積（注1）	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超のもの ②堆積の面積3,000㎡超のもの

（注）土石の堆積の許可期間は、5年以内となります。

赤字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

宅地造成、特定盛土等				
①盛土で高さ 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さ 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を 同時に行い、高さ 2m超 5m超 の崖を生ずるもの （①、②除く）	④盛土で高さ 2m超 5m超 のもの （①、③除く）	⑤盛土又は切土する土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 のもの （①～④除く）
				

土石の堆積	
①堆積の高さ 2m超 5m超 かつ 面積 300㎡超 1,500㎡超 のもの	②堆積の面積が 500㎡超 3,000㎡超 のもの
	

1-4 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可を要しない場合で、下表の規模の工事を行うときは、法第27条第1項に基づき、当該工事に着手する30日前までに、福井市長へ届出を行う必要があります（ただし、「[1-3 許可を要する工事](#)」に該当する場合は許可申請が必要となります。）。

表1-3 届出を要する工事

区 域	行 為	規 模
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの ②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く。） ④盛土で高さ2m超のもの（①、③を除く。） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超のもの（①～④を除く。）
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの ②堆積の面積500㎡超のもの

青文字 特定盛土等規制区域

特定盛土等				
①盛土で高さ1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの（①、②除く）	④盛土で高さ2m超のもの（①、③除く）	⑤盛土又は切土する土地の面積が500㎡超のもの（①～④除く）
土石の堆積				
①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超のもの		②堆積の面積が500㎡超のもの		

1-5 その他届出を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（現に実施している場合）は、法第21条第1項、第3項及び第4項に基づき、福井市長へ届出を行う必要があります。

表1-4 届出を要する工事

対象となる工事等	規 模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事	「 1-3 許可を要する工事 」、「 1-4 届出を要する工事 」に該当する工事	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき。	転用した日から14日以内

1-6 許可・届出を要しない工事

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には、改善命令の対象となります。

表 1-5 許可・届出を要しない工事

区 分	具体的な内容
公共施設用地（注1） （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体又は一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが50cmを超えないものを行う工事（注2） ・ 政令第4条第1号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが50cmを超えないもの（注2） ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	・ 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と福井市長の協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事（注7）
その他法の対象外となる行為	・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注8）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去並びに表土の補充であつて、その前後の土地の地盤面の標高差が100cmを超えないもの）

注1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により

公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

- 注 2：盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が 50 cm を超える部分と超えない部分がある場合、50 cm を超えない部分も含めた全体が規制の対象となります。
- 注 3：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注 4：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 1 km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。
- 注 5：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注 6：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- 注 7：開発行為の許可を受けて行われる工事であつて、変更により新たに盛土規制法の許可対象となった場合は、盛土規制法の許可が必要です。
- 注 8：通常の営農行為に該当する主な行為については、「表 1－6 通常の営農行為に該当する主な行為」を参照ください。なお、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が 100 cm を超える部分と超えない部分がある場合、100 cm を超えない部分も含めた全体が規制の対象となります。
- また、営農行為の範疇に含まれるか否かについて疑問等がある場合は、事前協議を行う前に、担当部局に対し相談・協議を行ってください。

【表 1－6 通常の営農行為に該当する主な行為】

区分	主な行為	補足説明等
土地の形質の維持に該当する行為 ↓ 盛土規制法の規制対象外	・ 耕起、代かき、整地及び畝立て ・ 土壌改良材（たい肥等）の投入※ 1 ・ 表土の補充※ 2、※ 3 ・ けい畔の新設、補修及び除去 ・ 農業用暗渠排水の新設及び改修 ・ 樹園地における樹木の改植 ・ 耕作道の維持管理 ・ 盛土又は切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※ 1：土砂を含まない土壌改良材は、土石の扱いとならない。 ※ 2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が、（ア）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合や、（イ）降雨によって流出した場合に行う補充を想定している。 〔表土の補充のイメージ〕 ※ 3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が 100cm を超えないもの
土地の形質の変更 ↓ 盛土規制法の規制対象となりうる行為	・ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ・ 盛土を伴う田畑転換 ・ 盛土又は切土を伴う荒廃農地の整備 ・ 農業用施設用地の整備 ・ 農道の整備	〔ほ場の大区画化・均平のイメージ〕 〔盛土を伴う田畑転換のイメージ〕

第2章 許可権者、申請・届出窓口等

2-1 許可権者

法第12条及び第30条に基づく許可権者
・福井市長

2-2 申請・届出窓口及び許可・届出担当部署

「[1-3 許可を要する工事](#)」及び「[1-4 届出を要する工事](#)」の申請・届出窓口は、下表になります。

表2-1 申請・届出窓口

	申請所在地（福井市域）	申請窓口	電話番号
①	都市計画区域 （福井都市計画区域及び嶺北北部都市計画区域）	都市計画課	0776-20-5450
②	都市計画区域以外の区域	農政企画課	0776-20-5420
		林業水産課	0776-20-5430

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準及び国の「盛土等防災マニュアル（参考文献「盛土等防災マニュアルの解説」）」に従い、盛土、擁壁等の設置その他災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものである必要があります。

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質試験その他の調査、試験に基づく安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊な材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造・機能について

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第18条）

3-2 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準適合チェックリスト

表 3-2 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準適合チェックリスト

政 令	チェック項目
■政令 7 条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準	
第 7 条第 1 項第 1 号イ	おおむね 30 cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか。
第 7 条第 1 項第 1 号ロ	盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか。
第 7 条第 1 項第 1 号ハ	必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカーの設置等の措置を講じているか。
第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか。
第 7 条第 2 項第 1 号	盛土・切土 [※] をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか。 ※ 政令 3 条 4 号・5 号の場合を除く。
第 7 条第 2 項第 2 号	以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが 15 m を超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか。 (1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3) (1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか。
■政令 8 条 擁壁の設置に関する技術的基準	
第 8 条第 1 項第 1 号	盛土・切土 ^{※1} をした土地の部分に生ずる崖面 ^{※2} は擁壁で覆われているか。 ※1 政令 3 条 4 号・5 号の場合を除く。 ※2 以下の場合を除く。 ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合（盛土等防災マニュアル VI・1 表参照） （注）崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性（政令 8 条 2 項）に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令 14 条 1 号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
第 8 条第 1 項第 2 号	義務設置の擁壁は、以下のものとなっているか。 ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造（間知石練積み造/S40 建設省告示 1485 号のブロック擁壁） ・政令 17 条に基づく大臣認定擁壁 義務設置の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要（S40 建設省告示 1485 号のブロック擁壁・政令 17 条に基づく大臣認定擁壁を除く。） ・政令 9 条（鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ） ・政令 10 条（練積み造の場合のみ） ・政令 11 条・政令 12 条 義務設置以外の擁壁で高さ 2 m を超えるものについては、政令 13 条に基づき、建基法政令 142 条（同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く）に適合しているか。

政 令	チェック項目
■政令 9 条 鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁	
第 9 条 第 2 項 第 1 号	土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか。
第 9 条 第 2 項 第 2 号	土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 3 分の 2 以下であるか。
第 9 条 第 2 項 第 3 号	土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の 3 分の 2 以下であるか。
第 9 条 第 2 項 第 4 号	土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか。 ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか。
第 9 条 第 3 項 第 1 号	構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか。 ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
第 9 条 第 3 項 第 2 号	構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第 90 条（表一を除く。）・第 91 条・第 93 条・第 94 条の長期の値を用いているか。
第 9 条 第 3 項 第 3 号	構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか。 ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
■政令 10 条 練積み造の擁壁	
第 10 条 第 1 項 第 1 号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが 40 cm 以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は 70 cm 以上）となっているか。
第 10 条 第 1 項 第 2 号	石材等の組積材は、控え長さを 30 cm 以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか。
第 10 条 第 1 項 第 3 号	崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか。
第 10 条 第 1 項 第 4 号	擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの 15 %（最低 35 cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの 20 %（最低 45 cm））となっているか。
■政令 11 条 擁壁についての建築基準法施行令の準用	
建基法政令 36 条の 3（構造計算の原則）の規定を準用しているか。	
建基法政令 37 条（構造部材の耐久）の規定を準用しているか。	
建基法政令 38 条（基礎）の規定を準用しているか。	
建基法政令 39 条（外装材等）の規定を準用しているか。	
建基法政令 52 条（組積造の施工※ 3 項を除く。）の規定を準用しているか。	
建基法政令 72 条（コンクリートの材料）の規定を準用しているか。	
建基法政令 73 条（鉄筋の継手・定着）の規定を準用しているか。	
建基法政令 74 条（コンクリートの強度）の規定を準用しているか。	
建基法政令 75 条（コンクリートの養生）の規定を準用しているか。	
建基法政令 79 条（鉄筋のかぶり厚さ）の規定を準用しているか。	
■政令 12 条 擁壁の水抜穴	
擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積 3 m ² 以内ごとに少なくとも 1 個の水抜穴（内径が 7.5 cm 以上の陶管等の耐水性の材料）を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか。	

政 令	チェック項目
■政令 14 条 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	
第 14 条第 1 項第 1 号	盛土・切土※をした土地の部分に生ずる崖面に政令 8 条 1 項 1 号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか。 ※ 政令 3 条 4 号・5 号の場合を除く。
第 14 条第 1 項第 2 号イ	崖面崩壊防止施設は、第 14 条第 1 項第 1 号の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか。
第 14 条第 1 項第 2 号ロ	崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか。
第 14 条第 1 項第 2 号ハ	崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか。
■政令 15 条 崖面等の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	
第 15 条第 1 項	盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面※について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか。 ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。
第 15 条第 2 項	崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面※について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか。 ※ 以下の場合を除く ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面（政令 7 条 2 項 1 号） ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面（政令 18 条）
■政令 16 条 排水施設の設置に関する技術的基準	
第 16 条第 1 項	盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか。
第 16 条第 1 項第 1 号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか。
第 16 条第 1 項第 2 号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか。 ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
第 16 条第 1 項第 3 号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか。
第 16 条第 1 項第 4 号	専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所、に、ます・マンホールが設けられているか。 ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ・管渠の内径・内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所
第 16 条第 1 項第 5 号	ます・マンホールに、蓋が設けられているか。
第 16 条第 1 項第 6 号	ますの底に、深さが 15 cm 以上の泥溜めが設けられているか。
第 16 条第 2 項	盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか。
第 16 条第 2 項第 1 号	当該地盤面に設置する排水施設は、第 16 条第 1 項第 1 号～第 3 号（第 16 条第 1 項第 2 号の※を除く）のいずれにも該当するものとなっているか。

3－3 土石の堆積に関する工事の技術的基準

表 3－3 土石の堆積に関する工事の技術的基準

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	土地の勾配の制限について（勾配 1 / 10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

3-4 土石の堆積に関する工事の技術的基準適合チェックリスト

表 3-4 土石の堆積に関する工事の技術的基準適合チェックリスト

政 令	チェック項目
■政令 19 条 土石の堆積に関する技術的基準	
第 19 条第 1 項第 1 号	土石の堆積は、勾配が 10 分の 1 以下である土地において行っているか。 ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く。
第 19 条第 1 項第 2 号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか。
第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に、勾配が 10 分の 1 以下である空地を設けているか。 ・堆積する土石の高さが 5 m 以下である場合は、当該高さを超える幅の空地 ・堆積する土石の高さが 5 m を超える場合は、当該高さの 2 倍を超える幅の空地 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（第 19 条第 2 項）には、適用しない。
第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか。 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合（第 19 条第 2 項）には、適用しない。
第 19 条第 1 項第 5 号	雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか。
第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置（第 19 条第 1 項第 3 号、第 4 号の※）は、次のいずれかの措置となっているか。 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

3-5 資格を有する者の設計対象工事及び設計者資格

（１）資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・高さが 5 m を超える擁壁の設置
- ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

（２）設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記 1 の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によるなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者
- ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了したもの
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第4章 申請手続の流れ

表4-1 許可申請の流れ

	申請者	都市計画課又は農林水産部（農政企画課又は林業水産課）
事前手続き	事前協議	事前協議受付 ↓ 協議
本審査前	住民への周知 法第11条、第29条	
本審査	許可申請書の提出 法第12、第30条 許可証の受領	許可申請書の受理 ↓ 本審査 ↓ 許可証の交付 ↓ 公表
定期報告 中間検査 完了検査	標識の設置 法第49条 工事着手届の提出 細則第9条、第23条 定期報告書の提出 法第19条、第38条 中間検査申請書の提出 法第18条、第37条 合格証の受領 完了検査申請書の提出 法第17条、第36条 検査済証の受領	受理 受理・確認 申請書の受理 ↓ 現地検査 ↓ 合格証の交付 申請書の受理 ↓ 完了検査 ↓ 検査済証の交付

第5章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可・届出の申請

5-1 事前協議

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可等の要否や主な技術的基準の適用などについて確認しておく必要がありますので、許可担当部署に事前協議をしてください。

また、当該工事に関係のある公共施設等の管理者と協議を行い、同意を得てください。

5-2 許可申請書の作成

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請を提出してください。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の福井市のホームページの規制区域図から確認してください。

URL：<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p070584.html>

(1) 「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

(2) 「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

(3) 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、代表の地番と「他〇〇筆」と記載してください。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までその全てを記載してください（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）。
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心付近を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

＜リンク： [地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#) ＞

(4) 「土地の面積」

- ・許可申請に係る工事全体の土地面積を記載してください（道路、法面等を含む）。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

(5) 「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

① 平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

② 腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土

に該当しないもの

③谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

(6) 「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

(7) 「工事の概要」

ア. 盛土又は切土の高さ

・「[1-3 許可を要する工事](#)」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記載してください。

イ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

ウ. 工程の概要

・工程表を添付してください。

(8) 「その他必要な事項」

・他法令による許可等の状況を全て記載してください。なお、主な他法令の許可等は次のとおりです。

・農業地域に関する規制（農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）

・森林地域に関する規制（森林法）

・自然環境保全のための規制（自然環境保全法、自然公園法、福井県自然環境保全条例）

・自然公園地域に関する規制（自然公園法）

・文化財、鳥獣等の保護のための規制（文化財保護法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律）

・公物管理のための規制（道路法、河川法、港湾法、電気事業法）

・公害防止のための規制（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、工業用水法、工場立地法）

・災害防止のための規制（建築基準法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

・土地の処分等に対する規制（国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記載（変更前は見え消し、朱書記載）してください。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 5 - 1 許可申請に必要な書類

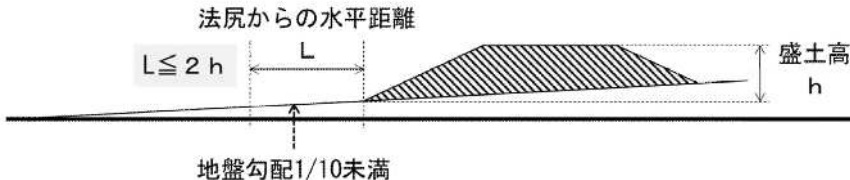
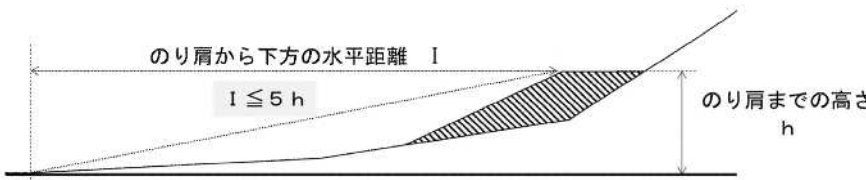
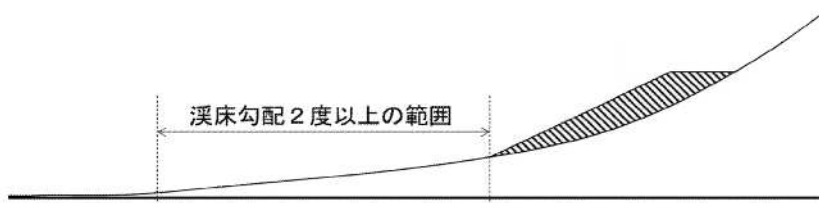
No	書類の名称	内容等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載	要	要	(省令第7条第1項、第2項) 様式第二、様式第四
2	設計者資格証明書	・卒業証明書	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 (※設計者の資格は、「 3-5 設計者資格 」を参照のこと)
3		・実務経験証明書			
4		・資格、免許等の写し			
5	構造計算書	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注1) ・構造計画、応力計算及び断面算定	要 ＜備考に該当する場合＞	—	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合(省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設を設置する場合(政令第14条、省令第31条)
		・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	—	要 ＜備考に該当する場合＞	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合(省令第7条第2項第2号、第32条)
			—	要 ＜備考に該当する場合＞	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合(省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)
6	地盤の安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算書	要 ＜備考に該当する場合＞	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合(省令第7条第1項第4号)
7	大臣認定擁壁認定書	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合(政令第17条)
8	工事主の資力・信用に関する書類 ＜共通＞	・資金計画書	要	要	(省令第7条第1項第9号) (省令第7条第2項第7号) 様式第三、様式第五
9		・預金残高証明書	要	要	(細則第8条第1号、第22条)
10		・資金借入又は融資証明書	要	要	(細則第8条第2号、第22条)
11		・宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要 ＜備考に該当する場合＞	—	・工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合(細則第8条第3号、第22条)

No	書類の名称	内容等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
12	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人＞	・住民票又は個人番号カードの写し	要 ＜個人の場合＞	要 ＜個人の場合＞	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの（省令第7条第1項第7号）
13		・直近1年間の所得税の納税証明書			（細則第8条第4号、第22条）
14	工事主の資力・信用に関する書類 ＜法人＞	・登記事項証明書	要 ＜法人の場合＞	要 ＜法人の場合＞	（省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ）
15		・事業経歴書			（細則第8条第5号、第22条）
16		・役員の住民票又は個人番号カードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの（省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ） ・役員とは、株式会社における会社法上の役員のうち取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者（その他の役員については、必要に応じて提出）
17		・直近1年間の法人税の納税証明書			（細則第8条第5号、第22号）
18	工事施行者の能力に関する書類	・工事施行者の登記事項証明書	要	要	・参考様式1（実務経験証明書） （細則第8条第6号、第22号）
19		・工事施行者の事業経歴書			
20		・工事施行者の建設業許可証明書			
21	申請地及びその周辺の写真		要	要	（省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号）
22	土地の権利者の同意書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等がある（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号） ・同意者の住所、氏名を自筆で記入の上、身分証明書（押印の場合は印鑑証明書でも可）を添付すること。
23	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境界（赤枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記載すること（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）
24	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・各土地の所在、地番、地目、地積、所有者の氏名と住所等を整理した一覧表を添付すること ・申請時直前のものであること（省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）

No	書類の名称	内容等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
25	住民への周知 措置を講じた ことを証する 書類	<説明会開催の場合>	要	要	・住民周知の範囲 注2参照 ・周知する工事の具体的内容 注3参照 (省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号) ・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合には、説明会による周知が必要(省令第6条)
		・開催の周知範囲が分かる位置図等			
		・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料、議事要約等)			
		<書面配布の場合>			
		・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等			
26	誓約書	<掲示及びインターネットによる場合>	要	要	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 ・暴力団員との関係を有しないことの誓約
		・掲示場所が分かる位置図等			
		・掲示状況の写真			
		・閲覧ページの写し(URL含む)			
27	関係法令及び 条例等による 許可等の確認 書	・関係法令及び条例等による許可等の対象・有無を確認する書類	要	要	・参考様式2
28	他法令に基づ く許認可等の 写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	・許可を得ていない場合は、申請書でも可
29	委任状	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 <代理人が 申請する 場 合>	要 <代理人が 申請する 場 合>	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。
30	その他市長が 必要と認める 書類				

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。

(注2) 住民周知の範囲の考え方

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	・ 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図 L の範囲） ・ 盛土等を行う土地の隣接地 ・ 盛土等を行う土地の境界から水平距離数 10m 程度の範囲 ・ 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 ※ 基本的には範囲が最も広いものを採用すること 
腹付け盛土	・ 盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） ・ 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50m ～ 数百 m 程度の範囲 ・ 上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 ※ 基本的には範囲が最も広いものを採用すること 
① 省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ② 溪流等における盛土（①を除く） ③ 谷埋め盛土（①及び②を除く） ④ 腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・ 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） ・ 上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 ※ 基本的には範囲が最も広いものを採用すること 

(注3) 周知する工事の具体的内容

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日	
⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ その他市が必要と認める事項	⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ その他市が必要と認める事項

表 5-2 許可申請に添付する図面

No	図面の名称	明示すべき事項	縮 尺	区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・申請地の位置、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2 m の標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が 1 / 10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/1,000 以上	要	—	
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。

No	図面の名称	明示すべき事項	縮 尺	区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
5	排水施設の 平面図	・排水施設の位置、 種類、材料、形 状、内のり寸法、 勾配、水の流れの 方向、吐口の位置 及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・流量計算書及び流域図 を添付すること。 ※土石の堆積について は、「3 土地の平面 図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及 び土質（土質の種 類が2以上である ときは、それぞれの 土質及びその地 層の厚さ）、盛土 又は切土をする前 の地盤面並びに崖 面 の保護の方法	1/50 以 上	要	—	・擁壁で覆われる崖 面については、土 質に関する事項は 示すことを要しな い。
7	擁壁の断面 図	・擁壁の寸法及び勾配、 擁壁の材料の種類及び 寸法 ・裏込めコンクリートの 寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の 地盤面、基礎地盤の土 質並びに基礎ぐいの位 置、材料及び寸法	1/50 以 上	要	堆積した 土石の崩 壊に伴う 土砂の流 出を防止 する鋼板 等を設置 する場 合は要	
8	擁壁の背面 図	・擁壁の高さ、根入 れ、水抜穴の位置、 材料及び内径並びに 透水層の位置及び寸 法	1/50 以 上	要	—	
9	崖面崩壊防 止施設の断 面図	・崖面崩壊防止施設の寸 法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材 料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設 置する前後の地盤面、 基礎地盤の土質並びに 透水層の位置及び寸法	1/50 以 上	要	—	
10	崖面崩壊防 止施設の背 面図	・崖面崩壊防止施設 の寸法 ・水抜穴の位置、材 料及び内径並びに 透水層の位置及び 寸法	1/50 以 上	要	—	・水抜穴及び透水層 に係る事項につい ては、必要に応じ て記載すること。
11	排水施設構 造図	・構造詳細図	1/50 以 上	要	要	・土石の堆積の場 合は、「3 土地の平 面図」に記載した 排水措置に関して 作成すること。
12	求積図	・許可申請に関連のある 土地の全面積、盛土及 び切土並びに土石の堆 積をする土地の面積	1/500 以上	要	要	

5-3 届出書の作成

特定盛土等規制区域において、「[1-4 届出を要する工事](#)」に該当する工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに福井市長への届出が必要となります。（「[1-3 許可を要する工事](#)」に記載する許可申請対象の工事を除く）

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

届出は表2-1の各申請窓口へ提出してください。

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

盛土等を行う区域が法第30条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の福井市のホームページの規制区域図から確認してください。

URL：<https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tkeikaku/tkeikaku/p070584.html>

(1) 「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

(2) 「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

(3) 「土地の所在及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・届出地内の土地について、地番までその全てを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心付近を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「[地理院地図](#)」を活用してください。＜リンク：[地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#) ＞

(4) 「土地の面積」

- ・届出に係る工事全体の土地面積を記載してください（道路、法面等を含む）。

(5) 「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください（複数選択可）。
 - ①平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - ②腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - ③谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

(6) 「土地の地形」

- ・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます（政令第7条第2項第2号、省令第12条）。
 - ①山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - ②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（1）の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

- ・「溪流等」の範囲は、原則として、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内とします。

(7) 「工事の概要」

ア. 盛土又は切土の高さ

- ・「1-4 届出を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記載してください。

イ. 盛土又は切土をする土地の面積又は土石の堆積を行う土地の面積

- ・届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積となります。

ウ. 工程の概要

- ・工程表を添付してください。

(8) 「その他必要な事項」

- ・他法令による許可等の状況を全て記載してください。なお、主な他法令の許可等は、次のとおりです。
 - ・農業地域に関する規制（農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）
 - ・森林地域に関する規制（森林法）
 - ・自然環境保全のための規制（自然環境保全法、自然公園法、福井県自然環境保全条例）
 - ・自然公園地域に関する規制（自然公園法）
 - ・文化財、鳥獣等の保護のための規制（文化財保護法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律）
 - ・公物管理のための規制（道路法、河川法、港湾法、電気事業法）
 - ・公害防止のための規制（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法、工業用水法、工場立地法）
 - ・災害防止のための規制（建築基準法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
 - ・土地の処分等に対する規制（国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律）

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書作成にあたっての留意点

- ・変更前後が分かるように記載（変更前は見え消し、朱書記載）してください。

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 5－3 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	届出書	要	要	(省令第58条第1項、第2項) 様式第二 、 様式第四
2	届出地及びその周辺の写真	要	要	
3	住民票又は個人番号カードの 写し	要 ＜個人＞	要 ＜個人＞	・ 個人番号カードの写しの場合は 番号を 黒塗りしたもの
4	法人の登記事項証明書	要 ＜法人＞	要 ＜法人＞	
5	役員の住民票又は個人番号カ ードの写し			・ 個人番号カードの写しの場合は 番号を 黒塗りしたもの
6	その他、添付を要する図面	表5－3 許可申請に添付する図面 と同様		

5－4 その他届出書の作成

1．区域指定の際に既に行われている工事に関する届出（[1－5 その他届出を要する工事](#)）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）（注2）は、法第21条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、その指定があった日から21日以内に福井市長へ届け出る必要があります。

注1：一定規模の工事とは、「[1－3 許可を要する工事](#)」及び「[1－4 届出を要する工事](#)」に該当するものをいいます。

注2：「[1－6 許可・届出を要しない工事](#)」に該当するものは除きます。

表 5－4 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関 する工事の届出書	要	—	(省令第52条第1項、第82条第 1項) 様式第二
2	土石の堆積に関する工事の届 出書	—	要	(省令第52条第3項、第82条第 2項) 様式第四

なお、工事の規模が「[6－8 定期報告](#)」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。

表 5－5 添付を要する図面等

No	図面の名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・申請地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2 mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1／10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	
4	届出地及びその周辺の写真		要	要	

2．擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出（[1－5 その他届出を要する工事](#)）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2 mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注1）を行う場合、法第21条第3項又は第40条第3項の規定に基づき、当該工事に着手する日の14日前までに、福井市長への届出が必要となります。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出をしたものは除きます。

表 5－6 届出に必要な書類

No	書類の名称	備 考
1	擁壁等に関する工事の届出書	（省令第55条、第85条） 様式第十七

3. 公共施設用地の転用に関する届出（[1-5 その他届出を要する工事](#)）

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注1）は、その転用した日から14日以内に、福井市長へ届け出なければならない。

注1：法第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可を受けたもの、同第27条第1項に基づく届出をしたものは除きます。

表5-7 届出に必要な書類

No	書類の名称	備 考
1	公共施設用地の転用の届出書	（省令第56条、第86条） 様式第十八

5-5 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

表5-8 標準処理期間

許可の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処理がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処理がなされるとは限りません。

5－6 許可等申請手数料

宅地造成・特定盛土等、土石の堆積に関する工事の許可申請等に必要の手数料は下表のとおり定めています。

表 5－9 許可申請手数料

盛土又は切土をする土地の面積	区分	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
500㎡以下のもの	15,000円	11,000円
500㎡を超え、1,000㎡以下	24,000円	13,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以下	33,000円	14,000円
2,000㎡を超え、3,000㎡以下	47,000円	17,000円
3,000㎡を超え、5,000㎡以下	57,000円	23,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以下	74,000円	25,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以下	140,000円	47,000円
20,000㎡を超え、40,000㎡以下	200,000円	57,000円
40,000㎡を超え、70,000㎡以下	320,000円	71,000円
70,000㎡を超え、100,000㎡以下	460,000円	110,000円
100,000㎡を超えるもの	590,000円	150,000円

変更許可 ①設計の変更（上記表の1／10）
 ②区域編入（上記表のとおり）
 ③その他の変更 10,000円
 変更許可手数料＝①＋②＋③
 （宅地造成・特定盛土等：上限 590,000円）
 （土石の堆積：上限 150,000円）

第6章 許可後における留意事項

6-1 許可の条件

本市では、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事許可時に、次のような許可の条件を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

- (1) 許可申請書及び届出書に、工事施行者住所氏名が記載されていない場合は、決定次第、必ず工事施行者の能力に関する書類を提出し、変更許可を受けること。
- (2) 工事の施行にあたっては、施行区域の周辺地に、土砂流出等による被害を与えないように留意するとともに、気象予報などに十分注意を払い、出水、土砂崩壊等に対する防災措置に万全を期すること。
- (3) 工事施行に伴い、申請区域の内外を問わず既存の公共施設が損なわれた場合は、速やかに復旧すること。
- (4) 工事施行中は、雨水等を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう適切な管理を行うこと。
- (5) 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等工事完了後見えなくなる部分は、それぞれ工程中に写真を写して工事完了検査時に整理し、提出すること。
- (6) 施行に際し、疑義が生じた場合及び計画を変更しようとする場合は、事前に本市及び関係する法令等の所管行政庁と協議し、必要な手続を行うこと。
- (7) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更をしたときは、遅延なく、その旨を市長に届出ること。
また、許可のあった日から起算して1年を経過しても工事に着手していない場合は、その旨を市長に報告し、その指示に従うこと。
- (8) 工事に着手した後、万が一工事を廃止する場合は、周辺の地域に対して溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したり、環境を害したりすることのないよう、必要な事後処理を行うこと。
- (9) 工事を中止した場合は、直ちに市長に届け出るとともに、市長の指示する必要な措置を講ずること。
- (10) 工事が完了した時は、工事完了届とともに、確定測量図（面積計算書を含む）を提出すること。
- (11) 工事完了検査は、申請者及び工事施行者の両者立会のもとで行うものとする。
- (12) 崖面崩壊防止施設設置後に、土地利用方法が当該施設を適用できないものに
変更される場合は、報告すること。
- (13) その他

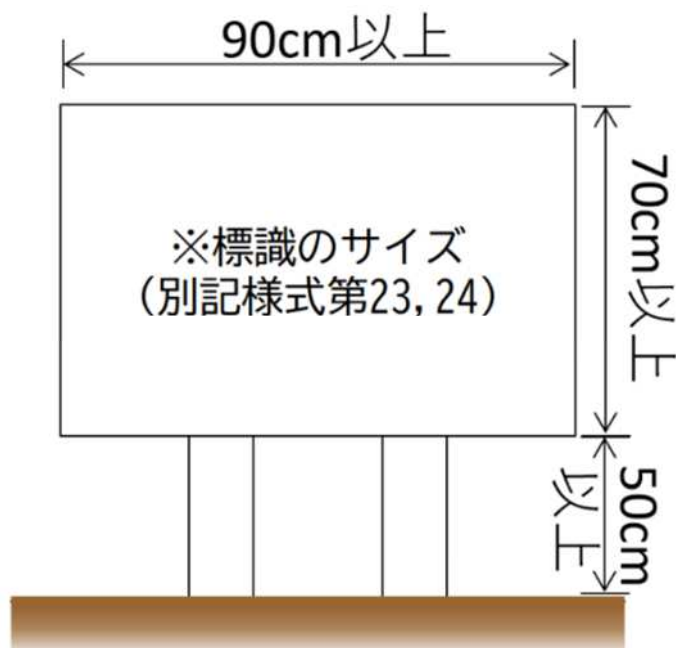
6-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第49条）

表6-1 標識に記載する事項

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可を担当した部局名称及び連絡先	・省令様式第二十三 （宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第二十四 （土石の堆積の場合）

<標識のサイズ>



6-3 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表6-2 工事着手時に提出する書類

No	書類の名称	区分		備考
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届	要	要	(細則第9条、第23条) 様式第6号

6-4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、福井市長の許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、「[5-6 許可等申請手数料](#)」に記載する手数料の納付が必要となります。

表 6-3 提出が必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	変更許可申請書	要	要	(省令第37条第1項、第2項) 様式第七、様式第八
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする。 (細則第12条、第26条)

6-5 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「[6-4 工事の変更許可申請](#)」は不要ですが、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表 6-4 軽微な変更内容

No	変更内容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

表 6-5 提出が必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事の変更届出書	要	要	(細則第13条、第27条) 様式第9号

6-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出

許可を受けた工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表 6-6 提出が必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等工事中止・廃止・再開届	要	要	(細則第16条、第30条) 様式第13号

6－7 中間検査

下表に記載する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

表 6－7 中間検査を要する工事の対象規模等

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ 2 m 超の崖 ② 切土で高さ 5 m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ 5 m 超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超 (①～④を除く)	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内

表 6－8 中間検査に係る提出書類

No	書類の名称	内 容	備 考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書		様式第十三
2	平面図	・ 検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの	

表 6－9 中間検査の検査項目

工 種	検査項目	検査密度	確認方法
暗渠排水管	排水管の位置	—	位置を排水施設の平面図と照合
	材料（規格等）	—	排水管の材料（規格等）を確認
	管渠の基準高	施行延長 50 m につき 1 箇所。 延長 50 m 以下のものは 1 施行につき 2 箇所	規格値 ± 30 mm
	その他必要な事項		

6－8 定期報告

定期報告は、工事の着手後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告により、盛土又は切土の高さ、面積、土量や擁壁、排水施設、その他の施設が計画内容に応じ適切に施工されているかを確認します。もし、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

表6－10 定期報告を要する工事の対象規模等

行 為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ2 m超の崖 ② 切土で高さ5 m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5 m超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積3,000 m ² 超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカーその他の土塁の施工状況	3カ月ごとにその末日から7日以内。
土石の堆積	① 堆積の高さ5 m超かつ面積1,500 m ² 超 ② 堆積の面積3,000 m ² （①を除く）	報告時点における土石の堆積の施工状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む。）	

表6－11 定期報告に係る提出書類

No	書類の名称	内 容	備 考
1	定期報告書		（細則第19条、第33条）様式第14号、様式第15号
2	写真	・ 報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの	
3	進捗が確認できる図面等	・ 申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・ 写真の撮影方向を表示	

6－9 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

表6－12 完了検査・確認申請に係る提出書類

No	書類の名称	備 考	申請時期
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	・ 宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了から4日以内 様式第九、様式第十一
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	・ 土石の堆積の場合	

表 6－13 完了検査に必要な書類（参考）

No	書類の名称	管理基準の根拠	備 考
1	出来形管理資料	・ 福井市工事施工管理基準（出来形）	出来形の測定位置が分かるように略図を記載する
2	品質管理資料	・ 福井市工事施工管理基準（品質）	品質の測定位置が分かるように略図を記載する
3	工事写真	・ 福井市工事施工管理基準（写真）	
4	確定測量図		面積計算書を含む

表 6－14 検査における判断基準（参考）

工 種	項 目	判断基準	確認方法（例）
盛 土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）
	勾配	計画勾配（原則 30 度以下）	計測確認（勾配）
	盛土材料	計画材料	目視・資料確認（材料）
	盛土施工	計画締固め度（90 % 以上を標準）	資料確認（試験状況）
		まき出し厚さ（おおむね 0.30 メートル以下）	資料確認（厚さ）
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	資料確認（基盤状況）
切 土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）
	勾配	計画勾配	計測確認（勾配）
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	資料確認（地盤状況）
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	資料確認（のり面状況）
擁 壁	擁壁形式	計画形式（申請書類）	資料確認（擁壁形式）
	擁壁形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	計測・資料確認（擁壁形状）
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	資料確認（基盤状況）
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等（申請書類）	資料確認（配筋状況）
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等（申請書類）	計測・資料確認（水抜き穴）
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式（申請書類）	資料確認（施設形状）
	施設形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	計測・資料確認（施設形状）
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	資料確認（基盤状況）
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	計測確認（施設配置）
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅）（申請書類）	計測・資料確認（施設構造）
崖面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	資料確認（保護工種別）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	資料確認（保護工種別）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）
防災措置	防災措置の種別	計画種別（申請書類）	資料確認（防災措置の種別）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）

6－10 検査等・定期報告時の留意事項

検査等・定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 検査等で必要な計測機器等は、申請者側で準備すること。
- (3) 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4) 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 検査等は、許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行うこと。
- (6) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (7) 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認すること。
- (8) 検査等・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第7章 届出後における留意事項

7-1 標識の掲出

工事の届出が受理された工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第49条）

表7-1 標識に記載する事項

※標識のサイズは「[6-2 標識の掲出](#)」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日ならび工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した部局名称ならび連絡先	・省令様式第二十三 （宅地造成、特定盛土 等の場合） ・省令様式第二十四 （土石の堆積の場合）

7-2 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表7-2 工事着手時に提出する書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届	要	要	（細則第23条）様式 第6号

7-3 工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに福井市長へ届け出る必要があります。

表7-3 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	変更届出書	要	要	（省令第61条第1項、第2項） 様式第二十一 、 様式第二十二
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする。 （細則第29条）

7-4 工事の中止・廃止・再開に関する届出

届出をした工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表 7-4 提出が必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成等工事中止・廃止・ 再開届	要	要	(細則第30条) 様式 第13号

7-5 工事の完了に関する届出

届出をした工事が完了したときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表 7-5 提出が必要な書類

No	書類の名称	区 分		備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	届出工事の完了届	要	要	(細則第34条) 様式 第16号

第8章 その他届出後における留意事項

8-1 工事の変更届出

「[5-4-1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」及び「[5-4-2. 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに福井市長へ届け出る必要があります。

表8-1 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分			備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	届出工事の変更届出書	要	要	要	(細則第15条、第29条)様式 第12号
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	要	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする こと。

8-2 工事の中止・廃止・再開に関する届出

「[5-4-1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」及び「[5-4-2. 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表8-2 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分			備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	宅地造成等工事中止・廃止・再開届	要	要	要	(細則第16条、第30条)様式 第13号

8-3 工事の完了に関する届出

「[5-4-1. 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出](#)」及び「[5-4-2. 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出](#)」に掲げる工事が完了したときは、速やかに福井市長へ届け出る必要があります。

表8-3 届出に必要な書類

No	書類の名称	区 分			備 考
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	擁壁等	
1	届出工事の完了届	要	要	要	(細則第20条、第34条)様式 第16号

第9章 様式一覧

9-1 申請等様式一覧

	手続きの種類	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
		宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	特定盛土等	土石の堆積
1	許可の申請	様式第二 (法第12条第1項)	様式第四 (法第12条第1項)	様式第二 (法第30条第1項)	様式第四 (法第30条第1項)
2	資金計画書	様式第三 (法第12条第1項)	様式第五 (法第12条第1項)	様式第三 (法第30条第1項)	様式第五 (法第30条第1項)
3	許可証	様式第六 (法第14条第2項)	様式第六 (法第14条第2項)	様式第六 (法第33条第2項)	様式第六 (法第33条第2項)
4	許可の特例 協議	様式第七号 (法第15条第1項)	様式第八号 (法第15条第1項)	様式第七号 (法第34条第1項)	様式第八号 (法第34条第1項)
5	変更の許可の 申請	様式第七 (法第16条第1項)	様式第八 (法第16条第1項)	様式第七 (法第35条第1項)	様式第八 (法第35条第1項)
6	軽微な変更の 届出	様式第九号 (法第16条第2項)	様式第九号 (法第16条第2項)	様式第九号 (法第35条第2項)	様式第九号 (法第35条第2項)
7	許可の特例 変更の協議	様式第十号 (法第16条第3項)	様式第十一号 (法第16条第3項)	様式第十号 (法第35条第3項)	様式第十一号 (法第35条第3項)
8	完了検査の申請	様式第九 (法第17条第1項)	—	様式第九 (法第36条第1項)	—
9	検査済証	様式第十 (法第17条第2項)	—	様式第十 (法第36条第2項)	—
10	確認の申請	—	様式第十一 (法第17条第4項)	—	様式第十一 (法第36条第4項)
11	確認済証	—	様式第十二 (法第17条第5項)	—	様式第十二 (法第36条第5項)
12	中間検査の申請	様式第十三 (法第18条第1項)	—	様式第十三 (法第37条第1項)	—
13	中間検査合格証	様式第十四 (法第18条第2項)	—	様式第十四 (法第37条第2項)	—
14	定期の報告	様式第十四号 (法第19条第1項)	様式第十五号 (法第19条第1項)	様式第十四号 (法第38条第1項)	様式第十五号 (法第38条第1項)
15	工事の届出 (継続)	様式第十五 (法第21条第1項)	様式第十六 (法第21条第1項)	様式第十五 (法第40条第1項)	様式第十六 (法第40条第1項)
16	工事の届出 (擁壁等)	様式第十七 (法第21条第3項)	様式第十七 (法第21条第3項)	様式第十七 (法第40条第3項)	様式第十七 (法第40条第3項)
17	転用の届出	様式第十八 (法第21条第4項)	様式第十八 (法第21条第4項)	様式第十八 (法第40条第4項)	様式第十八 (法第40条第4項)
18	工事の届出 (小規模)	—	—	様式第十九 (法第27条第1項)	様式第二十 (法第27条第1項)
19	工事の変更の届出 (小規模)	—	—	様式第二十一 (法第28条第1項)	様式第二十二 (法第28条第1項)
20	着手届	様式第六号	様式第六号	様式第六号	様式第六号
21	工事の変更の届出 (継続、擁壁等)	様式第十二号	様式第十二号	様式第十二号	様式第十二号
22	中止・廃止・再開の届出	様式第十三号	様式第十三号	様式第十三号	様式第十三号
23	完了届(継続、 擁壁等)	様式第十六号	様式第十六号	様式第十六号	様式第十六号
24	完了届(小規模)	—	—	様式第十六号	様式第十六号

※漢数字の様式は省令で定められた様式、アラビア数字の様式は細則で定められた様式です。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名					※手数料欄					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)						()			
2	設計者住所氏名									
3	工事施行者住所氏名									
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)						(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積						平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況									
7	工事完了後の土地利用									
8	盛土のタイプ						平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形						溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ						メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積						平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量						盛 土	立方メートル		
							切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁						番 号	構 造	高 さ	延 長
									メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設						番 号	種 類	高 さ	延 長
									メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設						番 号	種 類	内法寸法	延 長
									メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法									
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法										

	リ 工事中の危害防止 の ための 措置	
	ヌ そ の 他 の 措 置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工 程 の 概 要	
11 そ の 他 必 要 な 事 項		
〔注意〕 1 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度		年度	年度		
科目					
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	〇〇〇				
借入償還金	〇〇〇				
	計				
	収 入	自己資金			
		借入金			
〇〇〇					
処分収入					
〇〇〇					
補助負担金					
〇〇〇					
〇〇〇					
計					
借入金の借入先					

[illegible]

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヰ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工 程 の 概 要	
8 その他必要な事項		
〔注意〕 1 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年度		年度	年度	
科目				
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第六

許可証

年 第 号
月 月 日

福井市長

宅地造成及び特定盛土等規制法

{ 第14条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。） }
{ 第33条第2項（第35条第3項において準用する場合を含む。） }

の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の 所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	
4 許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{第16条第1項} _{第35条第1項} の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名					※手数料欄					
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)						()			
2	設計者住所氏名									
3	工事施行者住所氏名									
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)						(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積						平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況									
7	工事完了後の土地利用									
8	盛土のタイプ						平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形						溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ						メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積						平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量						盛 土	立方メートル		
							切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁						番 号	構 造	高 さ	延 長
									メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設						番 号	種 類	高 さ	延 長
									メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設						番 号	種 類	内法寸法	延 長
								メートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法										

	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法	
	リ 工事中の危害防止 の ため の 措 置	
	ヌ そ の 他 の 措 置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	
12	変 更 の 理 由	
13	許 可 番 号	
〔注意〕 1 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 様 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置			

	ル そ の 他 の 措 置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工 程 の 概 要	
8	そ の 他 必 要 な 事 項	
9	変 更 の 理 由	
10	許 可 番 号	
〔注意〕 1 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第九

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第17条第1項}_{第36条第1項}の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

福井市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法^{第13条第1項}_{第31条第1項}の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検査員職氏名	

様式第十一

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第17条第4項}_{第36条第4項}の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

福井市長

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第17条第4項} \\ \text{第36条第4項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第18条第1項}_{第37条第1項}の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号			
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

福井市長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、
検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法^{第13条第1項}_{第31条第1項}の規定に適合して
いることを証明する。

1 許 可 番 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をしている土地 の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法<sup>{第21条第1項
第40条第1項}</sup>の規定により、下記の工事について届け

出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第21条第1項}_{第40条第1項}の規定により、下記の工事について届け

出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第21条第3項}_{第40条第3項}の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法<sup>{ 第21条第4項
第40条第4項 }</sup>の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法					
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
	リ 工事中の危害防止のための措置					
	ヌ その他の措置					
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要						
11 その他必要な事項						
〔注意〕 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。						

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
		メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
カ 工 程 の 概 要		
8 その他必要な事項		
〔注意〕 1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法					
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
	リ 工事中の危害防止のための措置					
	ヌ その他の措置					
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要						
11	そ の 他 必 要 な 事 項					
12	変 更 の 理 由					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。						

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	

ト 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
		メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ 工事中の危害防止のための措置		
ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
カ 工 程 の 概 要		
8 その他必要な事項		
9 変更の理由		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第6号(第9条、第23条関係)

年 月 日

福井市長 宛て

工事主 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 着 手 届

下記のとおり、宅地造成等に関する工事に着手したので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日
 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
- 2 工事をしている土地の所在及び地番
- 3 工事着手年月日 年 月 日

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

福井市長 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積 m ²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	m			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	(3) 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ m	延長 m

	(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				m	m
	(7) 崖面の保護の方法				
	(8) 崖面以外の地表面の保護の方法				
	(9) 工事中の危険防止のための措置				
	(10) その他の措置				
	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日			
	(12) 工事完了予定年月日	年 月 日			
	(13) 工程の概要				
	11 その他必要な事項				

(注意)

- 1 2の項は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 2 3の項は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4の項は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 8の項は、該当する盛土タイプに○印を付すこと(複数選択可)。
- 5 9の項は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 6 11の項は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施工することについて他の法令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

第 号
年 月 日

福井市長 宛て

協議者 住 所
氏 名

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		7
工 事 の 概 要	(1)	土石の堆積の最大堆積高さ	m
	(2)	土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	(3)	土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	(4)	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	(5)	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	(6)	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	(7)	空地の設置	番号
			空地の幅
			m

	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危険防止のための措置		
	(11) その他の措置		
	(12) 工事着手予定年月日	年	月 日
	(13) 工事完了予定年月日	年	月 日
	(14) 工程の概要		
8	その他必要な事項		

(注意)

- 1 3の項は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出ること。
- 2 4の項は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 3 7の項は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 4 8の項は、土石の堆積に関する工事を施工することについて他の法令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

年 月 日

福井市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関
す

る工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

第 号
年 月 日

福井市長 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項
第35条第3項 } の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積 m ²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	m			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	(3) 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	(4) 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m

		番号	構造	高さ	延長
(5) 崖面崩壊防止施設				m	m
(6) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			m	m	
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法					
(9) 工事中の危険防止のための措置					
(10) その他の措置					
(11) 工事着手予定年月日	年 月 日				
(12) 工事完了予定年月日	年 月 日				
(13) 工程の概要					
11 その他必要な事項					
12 変更の理由					
13 許可番号					

(注意)

- 1 2の項は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 2 3の項は、未定のときは、定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4の項は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 8の項は、該当する盛土タイプに○印を付すこと(複数選択可)。
- 5 9の項は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 6 11の項は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施工することについて他の法令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

第 号
年 月 日

福井市長 宛て

協議者 住 所
氏 名

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項
第 35 条第 3 項 } の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		
工 事 の 概 要	(1)	土石の堆積の最大堆積高さ	m
	(2)	土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	(3)	土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	(4)	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	(5)	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	(6)	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	(7)	空地の設置	番号 空地の幅 m

	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危険防止のための措置		
	(11) その他の措置		
	(12) 工事着手予定年月日	年	月 日
	(13) 工事完了予定年月日	年	月 日
	(14) 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	許可番号		

(注意)

- 1 3の項は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 2 4の項は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 3 7の項は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 4 8の項は、土石の堆積に関する工事を施工することについて他の法令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

年 月 日

福井市長 宛て

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項又は第3項
第40条第1項又は第3項〕の規定により届け出

た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の所在及び地番	
【第1項】※ 工事をしている土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

(注意)

※印の項目については、該当する条項について記入すること。

年 月 日

福井市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止(廃止・再開)したいので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日
(最初に届け出た年月日 年 月 日)
- 2 工事を中止(廃止・再開)している土地の所在及び地番
- 3 工事を中止(廃止・再開)しようとする理由
- 4 工事進捗状況及び防災措置

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。

年 月 日

福井市長 宛て

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

法 宅地造成及び特定盛土等規制 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定

盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施工される土地の 所在地				
3	工事の許可年月日及び許 可番号	年 月 日			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状 況				
9	擁壁の床掘りを完了した ときの状況				

10	鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了したとき の状況				
11	地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完 了した時の状況				

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8の項から11の項までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

年 月 日

福井市長 宛て

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

法 宅地造成及び特定盛土等規制 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する

工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施工される土地の 所在地				
3 工事の許可年月日及び許 可番号	年 月 日			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石 の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石 の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における土石 の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆 積された土石の土量及び 除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 雨水その他地表水を有 効に排除する措置の状 況				

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況(堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等)及びその付近の状況並びに9の項の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

年 月 日

福井市長 宛て

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の完了届

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項又は第3項
第27条第1項
第40条第1項又は第3項 } の規定により届け出

た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地 及び地番	
3 工事施工者の住所及び 氏名	
4 備考	

(注意)

3の項は、工事施工者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

9 - 2 参考様式一覧

- ・参考様式 1 実務経験証明書
- ・参考様式 2 関係法令及び条例等の許可等の確認書
- ・参考様式 3 誓約書

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 職 名

氏 名 _____ 印

記

被証明者氏名		生年 月日	大正 昭和 平成	年	月	日	証明 期間	年	月	日から 月まで
職名	主 な 経 験 の 内 容							期 間		
								年	月	から
								年	月	まで
								年	月	から
								年	月	まで
								年	月	から
								年	月	まで
								年	月	から
								年	月	まで
								年	月	から
								年	月	まで
合 計								年	か	月

(裏面)

「実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）、又は水産部門（選択科目「水産土木」）とする方、「一級建築士」である方はこの証明書は不要です。
- 2 この証明書は、証明者が証明することができる期間のみ一枚にまとめて記載してください。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明年月日は、証明者が証明した日を記入してください。
 - (2) 「証明者」は、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。
例えば、会社であれば「代表取締役」「〇〇支店長」等、公務員の場合は「首長」「××部長」「〇〇課長」等です。
なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はありません。
 - (3) 「証明期間」欄は、月単位で記入するものとし、その初日が毎月の1日でないときは、最初の月数を参入しないでください。
 - (4) 「職名」欄は、具体的に（例えば「××部〇〇課△△係技術吏員」「××部〇〇課△△係事務職」等）記入してください。
 - (5) 「主な経験の内容」欄は、具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。

参考様式 2

関係法令及び条例等による許可等の確認書

項 目	対 象	許 可 等	備 考
1. 大気汚染防止法			
2. 騒音規制法			
3. 水質汚濁防止法			
4. 土壌汚染対策法			
5. 自然環境保全法：自然環境保全地域			
6. 自然公園法：自然公園地域			
7. 森林法：林地、保安林区域			
8. 砂防法：砂防指定地			
9. 地すべり等防止法：地すべり等防止区域			
10. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律：急傾斜地崩壊危険			
11. 土砂災害防止法： 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域			
12. 河川法：河川区域			
13. 農地法：農地			
14. 農地振興地域の整備に関する法律： 農業振興地域内農地			
15. 国有財産法：法定外公共物（里道・水路）			
16. 文化財保護法：文化財保護区域			
17. 都市計画法			
18. 宅地開発事業等の基準に関する条例			
19. 土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積行為 の規則に関する条例			
20. その他条例等			

誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1. 私（法人又は組合の場合はその役員を含む）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
- (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 法人又は組合であって、その役員のうちに(6)に該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

福 井 市 長

申請者

住所

氏名

（法人・組合にあっては、名称及び代表者氏名）